



株式会社きずなホールディングス

葬儀再生は、日本再生

第3期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年8月28日(金曜日)午前10時00分より
(受付開始:午前9時30分)

場所

東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi
田町ステーションタワーS 4F
TKPガーデンシティPREMIUM田町 4C

議案

第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 取締役の報酬総額改定の件
第3号議案 当社の第1回新株予約権及び
第2回新株予約権の内容一部変更の件

目次

第3期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	9
事業報告	17
連結計算書類等	41
監査報告書	45

証券コード 7086

「葬儀再生は、日本再生」

当社グループの企業理念は「葬儀再生は、日本再生」であります。

葬儀を通じて改めて人との結びつきに価値を感じて

生きようとする人であふれる世の中の実現を目指し、

家族葬を提供することで人と人との絆をつなげ、

これを以て社会貢献とすることを経営の基本方針としております。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営につき変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.kizuna-hd.co.jp/ir/>) にてお知らせいたします。

ビジネスフィールド

事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社2社（株式会社家族葬のファミリー、株式会社花駒）の計3社で構成され、当社は持株会社であります。

葬儀売上を構成する葬儀施行業、仲介手数料収入を構成するネット集客業、及びその他のサービスを行っております。

サービス内容

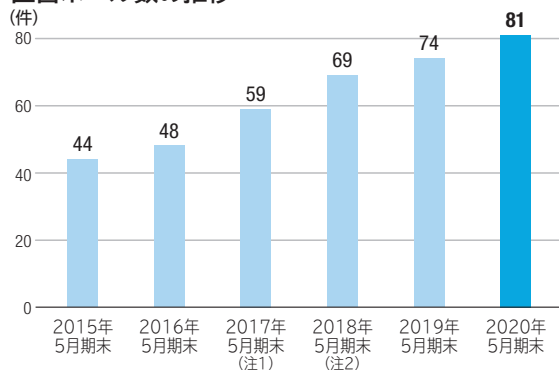
葬儀売上を構成する葬儀施行業の直営ホールは「家族葬のファミリー」ブランドを中心に「弔家の灯（とむりえのひ）」、「イマージュ」など、地域特性や顧客認知度を考慮して複数ブランドを展開しております。

直営ホールの出店は、自社出店とM&Aの両面から取り組んできており、これまで継続的に増加してきています。

地域集中出店によるドミナント化を基本方針としており、人材配置の効率化と広告宣伝の相乗効果等によって収益性の高いモデルとなっております。

ドミナント化による効率化・相乗効果等により、「家族葬のファミリー」1号店の出店以来、現在まで撤退した直営ホールはありません。

■直営ホール数の推移



(注) 1. 2017年5月期は、株式会社ファミリーの葬儀事業を吸収分割により譲り受け、愛知県内7ホール増加しました。

2. 2018年5月期は、株式会社花駒の株式取得により京都市内にて3ホール増加しました。



「家族葬のファミリー」ブランド



「弔家の灯（とむりえのひ）」ブランド



「イマージュ」ブランド

招集ご通知

株 主 各 位

(証券コード7086)

2020年8月13日

東京都港区芝四丁目5番10号

株式会社きずなホールディングス

代表取締役社長兼グループCEO 中 道 康 彰

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第3期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後記のご案内に従って、2020年8月27日(木曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日 時 2020年8月28日(金曜日)午前10時00分より(受付開始午前9時30分)

2.場 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4F
TKPガーデンシティPREMIUM田町 4C (末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

3.目的事項 **報告事項** 1. 第3期(2019年6月1日から2020年5月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第3期(2019年6月1日から2020年5月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 取締役の報酬総額改定の件
第3号議案 当社の第1回新株予約権及び第2回新株予約権の内容一部変更の件

4.議決権の行使についてのご案内

1. 郵送による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年8月27日(木曜日)午後5時まで
に到着するようご返送ください。
2. インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の【インターネットによる議決権行
使のご案内】をご高覧の上、2020年8月27日(木曜日)午後5時までに行使してください。
3. 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱
いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場
合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5.その他株主総会招集に関する事項

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項については、事業報告、連結計算書
類及び計算書類の記載に代えてインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kizuna-hd.co.jp/ir/meeting>)に掲載しております。

- ・会計監査人に関する事項
- ・業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要に関する事項
- ・剰余金の配当等の決定に関する方針
- ・連結持分変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 監査役会が監査した事業報告、会計監査人及び監査役会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載
の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載の上記事項とで構成されています。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット
上の当社ウェブサイト(<https://www.kizuna-hd.co.jp/ir/meeting>)において、修正後の事項を掲載させていた
だきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルスによる感染防止に向けた当社の対応について、以下の通りご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

当社の対応について

株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。

受付付近に手指消毒液を設置いたします。

受付にて体温を測定させていただきます。

株主様へのお願い

感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数を30席とさせていただきます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、2020年5月期の決算説明及び中期経営計画の説明動画を当社ウェブサイト(<https://www.kizuna-hd.co.jp/ir/presentations/>)においてご覧いただけますことをご案内いたします。

株主総会の議決権行使は、書面又はインターネットによる方法もございますので、可能な限りそちらのご利用をお願いいたします。

万一来場される場合の、株主様へのお願い

ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

受付での体温測定の結果、37.5度以上の熱がおありの株主様は、入場をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

なお、体温が37.5度未満の場合であっても体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきますことがございますので、ご了承ください。

何卒ご理解ならびにご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。なお、今後の状況変化によっては上記の内容を変更いたしますので、適宜ご確認をいただければ幸いに存じます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

TYPE 1. 当日ご出席いただかない株主様



■書面で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年8月27日(木曜日)午後5時到着分まで



■インターネットによる議決権行使

後記(7～8ページ)の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2020年8月27日(木曜日)午後5時まで

TYPE 2. 当日ご出席いただける株主様

■株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)



日時

2020年8月28日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)

場所

TKPガーデンシティPREMIUM田町 4C

東京都港区芝浦三丁目1番21号

msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4F

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」をご利用ください

スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」をご利用ください。



詳細は
次のページへ

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限 **2020年8月27日(木曜日)午後5時まで**

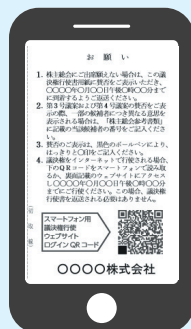
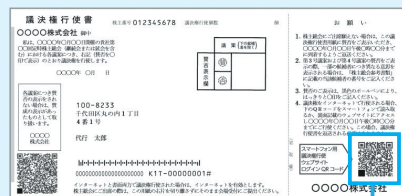
スマートフォンによる行使方法

「スマート行使」により、「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力が不要となります。

1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された
QRコードを読み取る

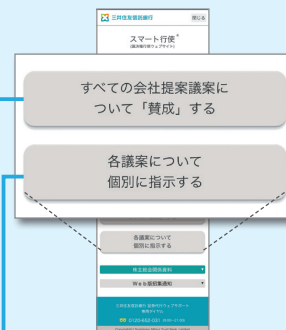
※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



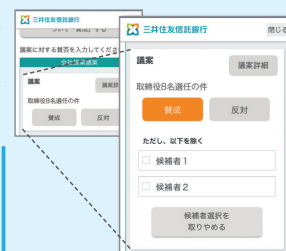
2 議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って
議案の賛否を選択

A 会社提案に
「賛成」する



B 議案詳細を確認
したうえで、個
別の候補者の賛
否を判断する



画面の案内に従って行使完了です。



「スマート行使」による議決権行使は**1回に限り可能です。**

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、8ページ「パソコン等による行使方法」より行使をお願いいたします。再度QRコードを読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

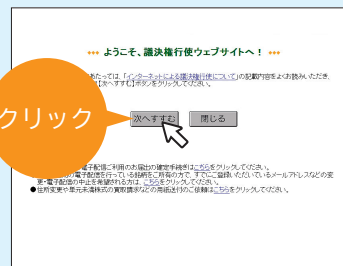
パソコン等による行使方法

「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力により、ウェブサイトへログインします。

1 議決権行使ウェブサイト にアクセスする

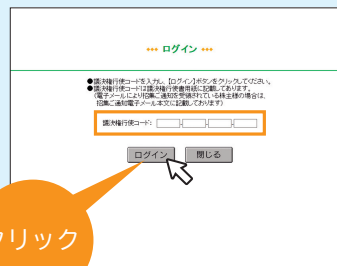
<https://www.web54.net/>

「次へすすむ」をクリック



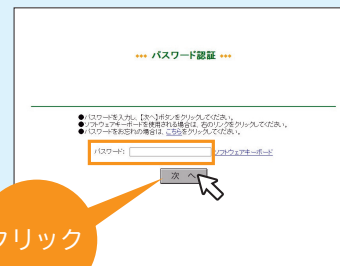
2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック



3 パスワードを 入力する

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック



以降は画面の指示に従って議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル



0120-652-031 (午前9時～午後9時)

第1号議案

取締役5名選任の件

本定時総会終結の時をもって取締役の全員（5名）は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	当社における地位 及び担当	取締役会への 出席状況
1	再 任	なかみち 中道 康彰	代表取締役社長 兼グループCEO	100% (22回/22回)
2	再 任	せきもと 関本 彰大	取締役兼 CFO	100% (22回/22回)
3	再 任	おかざき 岡崎 ひとみ 仁美	取締役兼 CSO	100% (22回/22回)
4	再 任	まつもと 松本 だいすけ 大輔	取締役	100% (19回/19回)
5	新任	み き 三木 さとし 聖司		

1. なかみち やすあき 中道 康彰 (1967年2月2日生)

再任



所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年 4月 ㈱リクルート（現㈱リクルートホールディングス）入社
 2010年 4月 ㈱リクルートメディアコミュニケーションズ 代表取締役社長
 2012年10月 ㈱リクルートコミュニケーションズ 代表取締役社長
 2013年 4月 ㈱ジョブダイレクト 取締役
 2016年 7月 ㈱エポック・ジャパン（現㈱家族葬のファミーユ） 取締役COO
 2016年 9月 同社 取締役副社長
 2017年 6月 同社 代表取締役社長（現任）
 2017年 6月 当社 代表取締役社長
 2018年 4月 ㈱花駒 代表取締役会長（現任）
 2018年11月 当社 代表取締役社長兼グループCEO（最高経営責任者）（現任）

2. せきもと あきお 関本 彰大 (1964年9月6日生)

再任



所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年10月 青山監査法人プライスウォーターハウス 入所
 1996年 3月 公認会計士登録
 1999年10月 ㈱インプレスホールディングス 入社
 2003年 6月 同社 取締役CFO
 2007年 7月 同社 代表取締役CFO
 2007年 9月 同社 代表取締役社長
 2017年10月 ㈱エポック・ジャパン（現㈱家族葬のファミーユ） 取締役（現任）
 2017年12月 当社 取締役
 2018年 4月 ㈱花駒 取締役（現任）
 2018年11月 当社 取締役兼CFO（最高財務責任者）（現任）

3. おかざき ひとみ
岡崎 仁美 (戸籍名: 田中 ひとみ) (1971年1月30日生)

再任



所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1993年 4月 ㈱リクルート(現㈱リクルートホールディングス)入社
2013年 4月 ㈱リクルートキャリア 新卒事業本部事業企画部長
2018年 4月 ㈱ベクトル入社 経営戦略本部長兼人財開発本部長
2018年 7月 ㈱スマートメディア 取締役
2018年 7月 ㈱あしたのチーム 取締役
2019年 3月 当社 取締役兼CSO(最高戦略責任者)(現任)
2019年 3月 ㈱家族葬のファミーユ 取締役(現任)

4. まつもと だいすけ
松本 大輔 (1974年3月4日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1997年 4月 マッキンゼーアンドカンパニー インクジャパン入社
2005年 7月 同アソシエート・プリンシパル
2007年10月 ブーズ・アンド・カンパニー(株)
シニアエグゼクティブ・アドバイザー
2009年10月 ルートエフ・パートナーズ(株)設立 代表取締役(現任)
2017年 7月 ㈱メガネスーパー取締役(現任)
2017年 8月 金融庁金融研究センター特別研究員
2017年11月 ㈱ビジョナリーホールディングス取締役(現任)
2019年 7月 当社 取締役(現任)

5. 三木 聖司 (1979年8月3日生)

新任 社外



所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2003年 4月 ㈱産業経済新聞社 入社
2005年 4月 ㈱日本経済新聞社 入社
2007年11月 野村証券㈱ 入社
2011年 7月 SMBC日興証券㈱ 入社
2013年 2月 ㈱アドバンテッジパートナーズ 入社（現任）
2014年 4月 ㈱カスタマーリレーションテレマーケティング 監査役
2014年 7月 ㈱CRTMホールディングス 監査役
2016年 8月 ㈱エポック・ジャパン（現㈱家族葬のファミリーユ） 監査役
2017年12月 当社 監査役
2019年 9月 ㈱カジ・コーポレーション 取締役（現任）

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 松本大輔氏及び三木聖司氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は松本大輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 松本大輔氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年1か月となります。
4. 松本大輔氏を社外取締役候補者とした理由は、複数の事業法人の取締役を歴任する等の豊富な経験・実績、見識を当社の経営体制に活かしていただけることであります。
5. 三木聖司氏を社外取締役候補者とした理由は、複数の事業法人の監査役を歴任する等の豊富な経験・実績、見識を当社の経営体制に活かしていただけることであります。
6. 松本大輔氏と当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合は上記責任限定契約を継続予定であります。
7. 本議案において三木聖司氏の選任が承認可決された場合、同氏と当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

第2号議案

取締役の報酬総額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年8月27日開催の第1期定時株主総会において、年額150,000千円以内とご承認いただき今日に至っております。

当社はM&Aによる新規エリアの拡大を成長戦略のひとつとして見据えておりますが、M&Aを実施した場合、対象企業の経営者を当社の取締役に招聘する可能性があることや、グループ経営にとって必要となる専門分野に特化した取締役に招聘する可能性がある等、今後の取締役の増員に備えて、取締役の報酬総額を年額300,000千円以内（うち社外取締役の報酬額は年額50,000千円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役の員数に変更はありません。

第3号議案

当社の第1回新株予約権及び第2回新株予約権の内容 一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、2017年6月1日付で代表取締役社長兼グループCEO中道康彰に対し第1回新株予約権を、また2017年12月25日付で取締役兼CFO関本彰大に対し第2回新株予約権（以下、第1回と合わせ総称して「本新株予約権」といいます。）を、ストック・オプションとして付与しております（（注）1.）。

本新株予約権につきましては、当社の筆頭株主である投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号を含む4つのファンド（（注）2.）が、その保有する当社株式の全部又は一部を第三者に譲渡する場合に限り、一定の条件の下で行使できる旨の行使条件が定められています。

本年3月6日に、東京証券取引所マザーズ市場への上場が実現したことを踏まえ、それらの4つのファンドの売却方針にかかわらず、当社の株価向上へのインセンティブとしての機能を本新株予約権に持たせるため、その行使条件を変更することのご承認をお願いするものであります。

（注）1. 第1回新株予約権は、株式移転により当社が設立された日（2017年6月1日）に、当社子会社である株式会社家族葬のファミリー（旧商号：株式会社エポック・ジャパン）が2016年12月16日付けで発行した第1回新株予約権に代えて、当社が交付した新株予約権であります。

（注）2. 投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号、AP Cayman Partners III, L.P.、Japan Fund V, L.P.及びアドバンテッジパートナーズ投資組合64号であります。

2. 変更の内容

(1) 株式会社きずなホールディングス第1回新株予約権の変更の内容

(下線は変更箇所を示す)

現行の内容	変更案
3. 新株予約権の内容 (6) 本新株予約権の行使条件 ① 新株予約権者は、2017年6月1日現在の普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)<u>が、その保有する普通株式の全部又は一部を普通株主以外の第三者に譲渡する場合に、当該譲渡の実行前までの間に限り、以下の各条件に従って、本新株予約権を行使することができる。</u> i 普通株主がその保有する普通株式の全部を譲渡する場合新株予約権者は、その保有する本新株予約権の全部を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数<u>が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数(当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除く。)</u>を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。 ii 普通株主がその保有する普通株式の一部を譲渡する場合新株予約権者は、以下の算式に従って算出される数の本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数<u>が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数(当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除く。)</u>を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。 行使できる 本新株予約権 の数 = 行使を請求する日 において新株予約 権者が有している 本新株予約権の数 × 普通株主が譲渡する 普通株式の数 ÷ 普通株主が譲渡の直前 において有する 普通株式の数 ② 上記①にかかわらず、新株予約権者が当社の取締役である場合は、当社のEBITDAが上記(5)④ i (ア)乃至(ウ)のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。 ③ 上記①iiに定める場合を除き、本新株予約権の一部を行使することはできない。	3. 新株予約権の内容 (6) 本新株予約権の行使条件 (削除) 新株予約権者が当社の取締役である場合は、当社のEBITDAが上記(5)④ i (ア)乃至(ウ)のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。 (削除)

(2) 株式会社きずなホールディングス第2回新株予約権の変更の内容

(下線は変更箇所を示す)

現行の内容	変更案
3. 新株予約権の内容 (6) 本新株予約権の行使条件 ① 新株予約権者は、2017年12月25日現在の普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)が、その保有する普通株式の全部又は一部を普通株主以外の第三者に譲渡する場合に、当該譲渡の実行前までの間に限り、以下の各条件に従って、本新株予約権を行使することができる。 i 普通株主がその保有する普通株式の全部を譲渡する場合 新株予約権者は、その保有する本新株予約権の全部を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数(当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除く。)を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。 ii 普通株主がその保有する普通株式の一部を譲渡する場合 新株予約権者は、以下の算式に従って算出される数の本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数(当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除く。)を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。 $\text{行使できる本新株予約権の数} = \frac{\text{行使を請求する日において新株予約権者が有している本新株予約権の数}}{\text{普通株主が譲渡する普通株式の数}} \times \frac{\text{普通株主が譲渡の直前において有する普通株式の数}}{\text{普通株主が譲渡の直前において有する普通株式の数}}$ ② 上記①にかかわらず、新株予約権者が当社の取締役である場合は、当社のEBITDAが上記(5)④ i (ア) 及び(イ)のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。 ③ 上記①iiに定める場合を除き、本新株予約権の一部を行使することはできない。	3. 新株予約権の内容 (6) 本新株予約権の行使条件 (削除) 新株予約権者が当社の取締役である場合は、当社のEBITDAが上記(5)④ i (ア) 及び(イ)のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。 (削除)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の持続的な改善を背景に個人投資や設備投資が増加傾向で推移していたものの、消費税増税や新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、急激な減速に転じました。COVID-19については未だ収束が見通せない国も多く、経済活動の低迷や国家間の移動制限により輸出やインバウンド需要の回復時期も定かでないなど、景気の先行きについては極めて不透明な状況が続いております。

葬儀業界におきましては、高齢者人口の増加に伴って潜在需要を示す死亡者人口が2040年まで年々増加すると推計されており、今後の葬儀件数増大が見込まれていますが、一方で核家族化の進展等により簡素な葬儀の需要が高まるなど葬儀単価は下落する傾向にあります。加えてCOVID-19をきっかけとした「新しい生活様式」への対応を迫られるなど、大きな変革の時期を迎えております。

かかる事業環境の構造的な変化の中でも当社グループは、従前から不特定多数の参列者との接触を最小限にとどめる「一日一組」の「家族葬」を提供するなど、社会の変容に合致した形態のサービスを提供することで生活者の変容する葬儀需要を着実に取り込んでまいりました。

当連結会計年度は子会社で新たに新店した7ホール(㈱家族葬のファミリーユ4ホール、㈱花駒3ホール)が葬儀件数の増加に寄与したことに加え、全社挙げてのオリジナルプラン推進による単価向上施策がCOVID-19による葬儀単価下落を緩和し、前連結会計年度と比較して売上高は増収となりました。

一方で、当社の上場に伴う諸費用の一時的増加等により、前連結会計年度と比較して営業利益以下の段階利益はそれぞれ減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益7,676,394千円、営業利益488,675千円、税引前当期利益333,574千円、親会社の所有者に帰属する当期利益210,426千円、当期利益210,426千円となりました。

なお、各拠点別の葬儀取扱件数、及び葬儀件数の内数であるオリジナルプラン葬儀件数は、下記のとおりとなります。

【葬儀取扱の状況】

区 分	拠 点	展開都道府県	取扱件数		
			2019年5月期	2020年5月期	増 減
葬儀施行業 (葬儀件数)	北海道支社	北海道	944	1,068	124
	千葉支社	千葉県	1,144	1,371	227
	愛知支社	愛知県	784	901	117
	宮崎支社	宮崎県	1,325	1,493	168
	熊本支社	熊本県	863	968	105
	都市総合支社	東京都 神奈川県 埼玉県	1,097	1,452	355
	(株)花駒	京都府	599	655	56
	小計		6,756	7,908	1,152
ネット集客業 (仲介件数)	都市総合支社	27府県	793	962	169
合計			7,549	8,870	1,321

【オリジナルプランの状況】

	2019年5月期	2020年5月期	増 減
オリジナルプラン葬儀件数(件)	1,079	1,733	654
葬儀件数に占めるオリジナル プラン葬儀件数の割合(%)	16.0	21.9	—

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、以下の設備投資を実施しております。

設備投資内容	設備投資額(百万円)
ホール新設 4店(㈱家族葬のファミリーユ)	127
ホール新設 3店(㈱花駒)	155
その他(社内システム機能追加、既存ホール改修等)	232
合 計	514

(3) 資金調達の状況

東京証券取引所マザーズ市場上場に伴う公募増資により、106百万円の資金調達を実施しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、日本の人口動態に密接に関係しております。日本の人口は戦後一貫して増加を続け、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じましたが、高齢化の進展に伴い、人口千人あたりの死亡率は10人を超え、死亡数は引き続き増加を続けており、葬儀の需要も拡大が続けると予想されます。

日本における死亡数と死亡率の推移

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
死亡数 (単位:千人)	820.305	922.139	961.653	1083.796	1197.012	1290.444
人口千人あたり死亡率 (単位:人)	6.7	7.4	7.7	8.6	9.5	10.3

(注) 総務省統計局「人口統計 長期時系列データ 平成29年」及び厚生労働省「平成30年 我が国の人口動態」より

そのような環境の中、当社グループが2つのビジネスモデル(葬儀施行業、ネット集客業)を構築するに至った背景は、①会葬者数の減少、②不透明な業界慣行、③儀礼儀式に止まった葬儀、④零細事業者が多い葬儀業界構造、の4つの事業環境に対応する必要性を認識したためであります。

それぞれの事業環境への対応策は以下のとおりであります。

①会葬者数の減少

少子高齢化の進展や地域コミュニティの関係性の希薄化に伴い、葬儀における会葬者数は減少の一途を辿っています。その中で、従来のように百名を超える会葬者を想定した大ホールにて少人数の葬儀を行うことは「寂しい葬儀」という芳しくない印象を与えて故人や喪主の尊厳を損ないかねません。また、投資効率の観点からみても、大規模ホールは投資回収が長期間にわたり維持費が高額になる等、投資効率が悪く大きなリスクが内在します。そこで当社グループは、葬儀施行業において「家族葬」という葬儀カテゴリーに注力し、「一日一組」限定で葬儀を行うことで顧客満足度を高めるとともに、会葬者数の変化に対応した小規模ホールを展開することで投資効率を高める直営モデルを中心に推進しております。

②不透明な業界慣行

生活者が葬儀内容や価格に詳しくないという状況のなかで、不要なアイテムや高価格のアイテムを売り込むといった従来の葬儀業界の悪しき慣習が一部に残っております。このような状況を打破し、生活者の支持を得る必要があると考えた当社グループでは、アイテム選択の煩わしさと価格の不透明さからお客様を解放するためのシンプルで明瞭な葬儀プランを提供することで、お客様の納得感を高めております。

③儀礼儀式に止まった葬儀

従来の葬儀は儀礼儀式を滞りなく行うことのみに重きが置かれていました。しかし、葬儀は本来、故人を心を込めてお見送りし、残されたご家族が「家族のきずな」を再確認する機会であるべきだと考えております。このような儀礼儀式に止まっている従来の葬儀からの脱却の必要性を当社グループは認識し、徹底的にお客様のお気持ちに耳を傾け、ご家族の故人に対する弔いの心情を理解し、お客様ごとに異なるそれらの想いを葬儀に表現する「オリジナルプラン」というサービスを開発するなど、従来の葬儀に囚われない新たな葬儀サービスの提案を行っております。

④零細事業者が多い葬儀業界構造

2018年の葬儀業界の市場規模は1兆8千億円と推計されていますが、最大手の企業でもシェアは約3%、上位10社を合わせても20%に満たず（注）、多くの小規模の企業がそれぞれの地域で葬儀を担っております。一方、顧客ニーズの多様化があらゆる業界で起こり、またインターネットの普及により情報が拡散するようになった環境において、IT業界をはじめとした他業種からの参入も進んでおります。係る状況下において、葬儀業界も、これまでのような地域に閉ざされた営業範囲のみで経営ができる時代ではなくなっていると考えております。当社グループは、このような構造変化を成長の機会と捉えており、M&Aを活用して零細事業者を事業承継していくことで、直営ホールエリアの全国展開を推進してまいります。

（注）株式会社矢野経済研究所「フューネラルビジネスの実態と将来展望2019年版」より

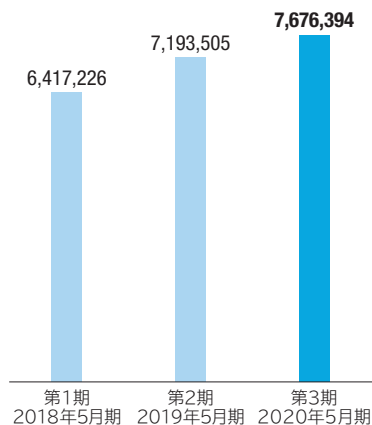
(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 1 期	第 2 期	第 3 期
	2018年5月期	2019年5月期	2020年5月期
売上収益 (千円)	6,417,226	7,193,505	7,676,394
営業利益 (千円)	641,974	813,188	488,675
税引前当期利益 (千円)	465,621	616,237	333,574
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	293,364	406,446	210,426
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	86.43	119.75	61.78
資本合計 (千円)	2,856,520	3,268,689	3,587,110
1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	841.58	963.01	1,041.48
資産合計 (千円)	15,457,152	16,677,503	17,540,549

(注) 連結財政状態計算書及び連結損益計算書は国際会計基準 (IFRS) に基づいて作成しております。

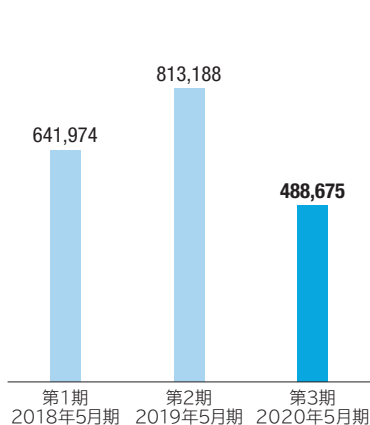
売上収益

(単位：千円)



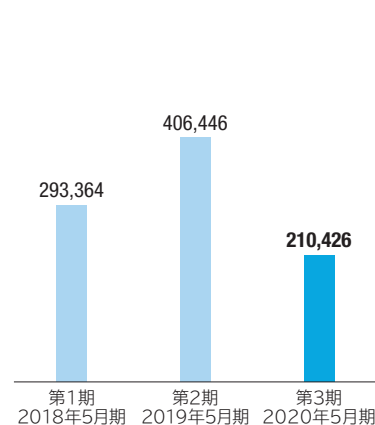
営業利益

(単位：千円)



親会社の所有者に帰属する当期利益

(単位：千円)



（６）重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社に関する事項

該当事項はありません。

（注）Advantage Partners(H.K.) Limitedは国際会計基準（IFRS）における最終支配当事者であります。会社法第2条第4号に定める親会社には該当しないため、記載しておりません。

②重要な子会社に関する事項

会社名	所在地	資本金	当社持株比率	事業内容
㈱家族葬のファミリー	東京都港区	100百万円	100%	葬祭業
㈱花駒	京都府相楽郡精華町	10百万円	100%	葬祭業

（注）㈱花駒は㈱家族葬のファミリーの完全子会社です。

③特定完全子会社に関する事項

（i）特定完全子会社の名称及び住所

名称 ㈱家族葬のファミリー

住所 東京都港区芝四丁目5番10号

（ii）当社及び完全子会社における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額
2,633百万円

（iii）当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額
6,550百万円

（７）主要な事業内容（2020年5月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社2社で構成されております。

当社は持株会社として、当社グループの経営管理及び連結子会社の経営指導業務を主な事業としており、連結子会社の㈱家族葬のファミリー及び㈱花駒は、葬儀サービスの提供を主な事業としております。

(8) 主要な営業所 (2020年5月31日現在)

① 本社及び支社

会 社	名 称	所 在 地
当 社	本 社	東京都港区
(株)家族葬のファミリーユ	本 社	同 上
	都市総合支社	同 上
	北海道支社	北海道札幌市手稲区
	千葉支社	千葉県鎌ヶ谷市
	愛知支社	愛知県刈谷市
	宮崎支社	宮崎県宮崎市
	熊本支社	熊本県熊本市東区
(株)花駒	本 社	京都府相楽郡精華町

②葬儀ホール

会 社	拠 点	ホール数	所在地	ホール名称
(株)家族葬の ファミーユ	北海道支社	15	札幌市	あけぼの、川沿、藤野、西岡、ふくい、はっさむ、いなほ、西宮の沢、新発寒、真駒内、琴似、新道東、月寒、屯田、新川別館
	千葉支社	14	松戸市	松戸、六実、みのり台、二十世紀が丘、小金原
			船橋市	西船橋、津田沼、高根台
			柏市	柏駅西口、柏十余二
			八千代市	八千代、村上駅前、大和田新田
			鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷
	都市総合支社	1	横浜市	久保山
	愛知支社	12	知立市	知立、知立逢妻
			半田市	半田東浦、岩滑
			阿久比町	阿久比、阿久比別館
			高浜市	高浜碧南
			刈谷市	青山斎園前、東刈谷
			大府市	大府、共和
			東浦町	東浦緒川
	宮崎支社	19	宮崎市	みやそう会館、大塚、大淀、花ヶ島、佐土原、吉村、江平、清水、清武加納、高岡、南高松、神宮前、希望ヶ丘、桜ヶ丘別館、浮之城別館、宮崎駅東（弔家の灯）、高松橋（弔家の灯）、霧島（弔家の灯）
			国富町	国富
	熊本支社	14	熊本市	花立、島町、横手、長嶺東、龍田、麻生田、尾ノ上、清水、光の森、保田窪、長嶺西、世安、はません、上水前寺（弔家の灯）

会 社	拠 点	ホール数	所在地	ホール名称
㈱花駒	—	6	精華町	精華
			木津川市	木津川
			京都市	伏見、久世
			京田辺市	京田辺
			宇治市	宇治槇島
ホール数 合計		81		

(9) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況(2020年5月31日現在)

使用人数	前連結会計年度比増減
201名	14名増

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パート、アルバイト、契約社員、派遣社員を含む。)は含めておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17名	2名増	39.6歳	3.4年

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パート、アルバイト、契約社員、派遣社員を含む。)は含めておりません。

(10) 主要な借入先の状況(2020年5月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,700百万円

(注) 株式会社みずほ銀行をアレンジャーとし、株式会社りそな銀行と株式会社三井住友銀行が参加するシンジケートローン契約による借入であります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2020年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数…………… 13,576,940株
 (2) 発行済株式の総数…………… 3,444,235株
 (3) 株主数…………… 3,428名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号 無限責任組合員株式会社AP V GP	1,135,595株	32.97%
AP CAYMAN PARTNERS III, L.P.	388,268株	11.27%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	163,000株	4.73%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	110,400株	3.21%
JAPAN FUND V, L.P.	100,203株	2.91%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	48,900株	1.42%
株式会社博全社	43,600株	1.27%
アドバンテッジパートナーズ投資組合64号 業務執行組合員株式会社AP3	33,369株	0.97%
JPモルガン証券株式会社	24,600株	0.71%
株式会社SBI証券	22,600株	0.66%

（注）自己株式は保有しておりません。

3 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

① 第1回新株予約権

発行決議年月日	2016年12月16日	(注) 1
付与対象者及び人数	当社取締役 1名	
新株予約権の数	50,000個	(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株	(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1,000円	(注) 3
新株予約権の発行価額	1個あたり70円	
新株予約権の行使期間	2017年6月1日から2026年12月15日まで	(注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,070円 資本組入額 535円	
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、2017年6月1日現在の普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）が、その保有する普通株式の全部又は一部を普通株主以外の第三者に譲渡する場合に、当該譲渡の実行前までの間に限り、以下の各条件に従って、本新株予約権を行使することができる。 i. 普通株主がその保有する普通株式の全部を譲渡する場合 新株予約権者は、その保有する本新株予約権の全部を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数（当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除きます。）を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。	

ii. 普通株主がその保有する普通株式の一部を譲渡する場合

新株予約権者は、以下の算式に従って算出される数の本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数（当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除く。）を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。

$$\text{行使できる本新株予約権の数} = \frac{\text{行使を請求する日において新株予約権者が有している本新株予約権の数}}{\text{普通株主が譲渡する普通株式の数}} \times \frac{\text{普通株主が譲渡の直前において有する普通株式の数}}$$

② 上記①にかかわらず、新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合は、当社のEBITDAが以下(ア)乃至(ウ)のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。

(ア) 2018年5月期におけるEBITDAが850百万円以上である場合

(イ) 2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合

(ウ) 2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合

③ 上記①iiに定める場合を除き、本新株予約権の一部を行使することはできない。

新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得及び本新株予約権の質入等の処分については、当社の取締役会の決議による承認を要する。

(注) 1. 本新株予約権は、2017年6月1日に株式移転により当社が設立されたことに伴い、(株)家族葬のファミリーユで2016年12月16日に発行決議された第1回新株予約権に代えて、当社で発行されたものです。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は1株です。

但し、当社が本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されます。（調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てます。）。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整されます。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われます。

3. 割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとします。

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整されます。

4. 行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合はその前営業日を最終日とします。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりです。

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が本新株予約権の全部又は一部を行使しない旨を書面により当社に通知した場合には、当社は、取締役会の決議により、別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部又は一部を1個当たり70円又は当該通知をした日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が以下のいずれかに該当すること起因して当社の取締役としての地位を失った場合（任期満了時において重任されない場合を含む。）、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権のすべてを1個当たり70円又は当該取締役としての地位を失った日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。
 - i. 当社の取締役会の決議による承認を得ずに、当社の取締役を辞任した場合
 - ii. 法令又は当社の定款若しくは社内規程に違反した場合
 - iii. 当社の経営上の重要な情報の適正管理や公正な商取引の推進その他当社の取締役としての善管注意義務の履行に疑義が生じた場合
 - iv. 死去した場合
- ③ 当社は、新株予約権者が上記②に定める場合以外の場合に当社の取締役を退任した場合、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、以下に従い算出される数値に、当該新株予約権者が保有する本新株予約権の個数を乗じた本新株予約権（計算により生じる1円未満の端数は切り下げる。）を1個当たり70円又は新株予約権者が当社の取締役を退任した日における当該本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。
 - i. 2017年8月以前に退任した場合
100%
 - ii. 2017年9月から2018年8月に退任した場合
100% - (30% × 2017年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 ÷ 12)
 - iii. 2018年9月から2019年8月に退任した場合
100% - (30% × 2018年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 ÷ 12 + 30%)
 - iv. 2019年9月から2020年8月に退任した場合
100% - (40% × 2019年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 ÷ 12 + 60%)

④ 上記③において以下のいずれにも該当しない場合上記③ i 乃至ivに従い算出される数値は100%とする。

- i. 当社の2018年5月期から2020年5月期の3事業年度におけるEBITDA(当社連結損益計算書の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものをいう。但し、当該事業年度において当社が連結財務諸表を作成していない場合には、EBITDAの計算においては、それぞれ当社単体の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を参照するものとする。いずれの場合においても株主総会で承認された計算書類に限る。以下同じ。)が、下記のいずれかに該当する場合
 - (ア) 2018年5月期におけるEBITDAが 850百万円以上である場合
 - (イ) 2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合
 - (ウ) 2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合
- ii. 新株予約権者が当社の取締役を退任した日の属する事業年度において、当該事業年度(但し、退任した日の属する月の3か月前の月が前事業年度に属する場合は前事業年度)の初月から退任した日の属する月の3か月前の月までの月次累計EBITDA(当社の取締役会で報告された月次の計算書類を参照するものとする。以下、この号において同じ。)が、当該期間に対応する当社の予算EBITDA以上である場合

②第2回新株予約権

発行決議年月日	2017年12月25日
付与対象者及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の数	25,000個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	25,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1,600円 (注) 2
新株予約権の発行価額	1個あたり105円
新株予約権の行使期間	2017年12月25日から2027年12月24日まで (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,705円 資本組入額 853円
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、2017年12月25日現在の普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）が、その保有する普通株式の全部又は一部を普通株主以外の第三者に譲渡する場合に、当該譲渡の実行前までの間に限り、以下の各条件に従って、本新株予約権を行使することができる。 i. 普通株主がその保有する普通株式の全部を譲渡する場合 新株予約権者は、その保有する本新株予約権の全部を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数（当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除きます。）を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。

ii. 普通株主がその保有する普通株式の一部を譲渡する場合

新株予約権者は、以下の算式に従って算出される数の本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数（当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除く。）を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。

$$\text{行使できる本新株予約権の数} = \frac{\text{行使を請求する日において新株予約権者が有している本新株予約権の数}}{\text{普通株主が譲渡する普通株式の数}} \times \frac{\text{普通株主が譲渡の直前において有する普通株式の数}}$$

② 上記①にかかわらず、新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合は、当社のEBITDAが以下(ア)及び(イ)のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。

(ア) 2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合

(イ) 2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合

③ 上記①iiに定める場合を除き、本新株予約権の一部を行使することはできない。

新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得及び本新株予約権の質入等の処分については、当社の取締役会の決議による承認を要する。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は1株です。

但し、当社が本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されます。

（調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てます。）。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整されます。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われます。

2. 割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等(新株予約権の行使による場合を含まない。)を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとします。

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整されます。

3. 行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合はその前営業日を最終日とします。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりです。

① 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が本新株予約権の全部又は一部を行使しない旨を書面により当社に通知した場合には、当社は、取締役会の決議により、別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部又は一部を1個当たり105円又は当該通知をした日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が以下のいずれかに該当すること起因して当社の取締役としての地位を失った場合(任期満了時において重任されない場合を含む。)、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権のすべてを1個当たり105円又は当該取締役としての地位を失った日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。

- i. 当社の取締役会の決議による承認を得ずに、当社の取締役を辞任した場合
- ii. 法令又は当社の定款若しくは社内規程に違反した場合
- iii. 当社の経営上の重要な情報の適正管理や公正な商取引の推進その他当社の取締役としての善管注意義務の履行に疑義が生じた場合
- iv. 死去した場合

③ 当社は、新株予約権者が上記②に定める場合以外の場合に当社の取締役を退任した場合、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、以下に従い算出される数値に、当該新株予約権者が保有する本新株予約権の個数を乗じた本新株予約権(計算により生じる1個未満の端数は切り下げる。)を1個当たり70円又は新株予約権者が当社の取締役を退任した日における当該本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。

- i. 2018年1月から2018年8月に退任した場合
 $100\% - (20\% \times 2018\text{年1月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数} \div 5)$
(ただし当該経過月数が零以下の場合は零とする)÷5)
- ii. 2018年9月から2019年8月に退任した場合
 $100\% - (40\% \times 2018\text{年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数} \div 12 + 20\%)$
- iii. 2019年9月から2020年8月に退任した場合
 $100\% - (40\% \times 2019\text{年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数} \div 12 + 60\%)$

④ 上記③において以下のいずれにも該当しない場合上記③ i乃至ivに従い算出される数値は100%とする。

- i. 当社の2019年5月期及び2020年5月期の2事業年度につき、EBITDA(当社連結損益計算書の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものをいう。但し、当該事業年度において当社が連結財務諸表を作成していない場合には、EBITDAの計算においては、それぞれ当社単体の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を参照するものとする。いずれの場合においても株主総会で承認された計算書類に限る。以下同じ。)が、下記のいずれかに該当する場合

(ア) 2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合

(イ) 2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合

- ii. 新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役を退任した日の属する事業年度(但し、退任した日の属する月の3か月前の月が前事業年度に属する場合は前事業年度)の初月(ただし、当該事業年度が2018年5月期である場合は2017年11月とする。)から退任した日の属する月の3か月前の月までの月次累計EBITDA(当社の取締役会で報告された月次の計算書類を参照するものとする。以下、この号において同じ。)が、当該期間に対応する当社の予算EBITDA以上である場合

③第3回新株予約権

発行決議年月日	2019年5月30日
付与対象者及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の数	2,500 個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,500 株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり2,000円 (注) 2
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	2022年6月1日から2029年5月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、その権利行使時において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員若しくは従業員の地位であることを要する。新株予約権者は、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員もしくは従業員の地位を失った場合（死亡による場合を含む）、その時点以降、未行使の本新株予約権の全部を行使することができなくなり、当該時点において当該未行使の本新株予約権の全部を放棄したものとみなされる。 ②各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得及び担保権等の設定その他本新株予約権の処分については、当社の取締役会の決議による承認を要する。

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 (以下「付与株式数」といいます。) は 1 株です。
 但し、当社が本新株予約権を割り当てる日 (以下「割当日」という。) 後に、当社普通株式の株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) 又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されます。
 (調整後付与株式数を求める際、1 株未満の端数は切り捨てます。)

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用します。

また、上記の他、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができます。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われます。

2. 割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日 (基準日を定めないときは、その効力発生日) の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項 (ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。) に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用します。

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等を行う場合 (無償割当ての場合も含む。) (新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。) には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「時価」とは、当社普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場される日 (以下「株式公開日」という。) の前日以前においては、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、株式公開日以降においては、調整後行使価額が適用される日に先立つ 45 取引日に始まる 30 取引日 (終値のない日を除く。) における上場金融商品取引所 (ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。) における当社普通株式の普通取引の終値 (気配表示を含む。以下同じ。) の平均値 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) とします。

また、「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の 1 か月前の日、基準日がある場合は基準日における当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとします。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日 (基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日) の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用します。

さらに、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価格の調整を行うことができます。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりです。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者（同人の死亡による場合には、その相続人を含む。）の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

（2）当事業年度中に当社及び当社の子会社の使用人に対して職務遂行の対価として付与された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2020年5月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼 グループCEO	中道 康彰	(株)家族葬のファミリー 代表取締役社長 (株)花駒 代表取締役会長
取締役兼CFO	関本 彰大	(株)家族葬のファミリー 取締役 (株)花駒 取締役
取締役兼CSO	岡崎 仁美	(株)家族葬のファミリー 取締役
取締役	村上 大輔	(株)家族葬のファミリー 取締役 (株)アドバンテッジパートナーズ パートナー
取締役	松本 大輔	ルートエフ・パートナーズ(株) 代表取締役 (株)メガネスーパー 取締役 (株)ビジョナリーホールディングス 取締役
常勤監査役	青木 実	(株)家族葬のファミリー 常勤監査役
監査役	柏原 智行	石井法律事務所 弁護士
監査役	寺田 芳彦	トラスティーズ・寺田松崎会計事務所 代表 トラスティーズ・アドバイザリー(株) 代表取締役 トラスティーズ・コンサルティング有限責任事業組合 組合員

- (注) 1. 取締役村上大輔、松本大輔の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役青木実、柏原智行、寺田芳彦の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役柏原智行は弁護士としてコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有しており、監査役寺田芳彦は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役松本大輔、監査役青木実、柏原智行、寺田芳彦の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役高見信光は2019年8月26日付で任期満了により退任いたしました。
6. 取締役馬場勝也及び取締役束原俊哉はいずれも2019年11月15日付で任期満了により退任いたしました。なお両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役でありました。
7. 監査役山本直樹は2019年6月30日付で、監査役三木聖司は2019年8月26日付でそれぞれ辞任いたしました。なお両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役でありました。

(2)責任限定契約の内容の概要

取締役村上大輔、松本大輔の両氏、ならびに監査役青木実、柏原智行、寺田芳彦の3氏と当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項ならびに同第37条第2項に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支給額	定時株主総会決議による 役員報酬年額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1)	79,750千円 (5,250千円)	年額150,000千円以内 (2018年8月27日決議)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4)	15,158千円 (15,158千円)	年額50,000千円以内 (2019年8月26日決議)
合 計	9名 (5)	94,908千円 (20,408千円)	

- (注) 1. 報酬等の額には、2019年6月30日付で辞任した社外監査役山本直樹及び2019年8月26日付で退任した取締役高見信光の報酬を含んでおります。
2. 社外取締役村上大輔は無報酬であるため記載しておりません。
3. 2019年11月15日付で退任した社外取締役馬場勝也及び社外取締役東原俊哉、ならびに2019年8月26日付で辞任した社外監査役三木聖司は、いずれも無報酬であったため記載しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役	村上 大輔	(株)家族葬のファミリー 取締役 (株)アドバンテッジパートナーズ パートナー	当社の完全子会社であります。 当社の株主である各ファンドにサービスを提供しております。
取締役	松本 大輔	ルートエフ・パートナーズ(株) 代表取締役 (株)メガネスーパー 取締役 (株)ビジョナリーホールディングス 取締役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
常勤監査役	青木 実	(株)家族葬のファミリー 常勤監査役	当社の完全子会社であります。
監査役	柏原 智行	石井法律事務所 弁護士	当社の顧問弁護士事務所であります。
監査役	寺田 芳彦	トラスティーズ・寺田松崎会計事務所 代表 トラスティーズ・アドバイザリー(株) 代表取締役 トラスティーズ・コンサルティング 有限責任事業組合 組合員	いずれも重要な取引その他の関係はありません。

- (注) 1. 2019年6月30日付で辞任した社外監査役山本直樹は、(株)家族葬のファミリー監査役を兼職しておりました。
2. 2019年8月26日付で辞任した社外監査役三木聖司は、(株)家族葬のファミリー監査役及び(株)アドバンテッジパートナーズ ディレクターを兼職しておりました。
3. 2019年11月15日付で退任した社外取締役馬場勝也及び社外取締役束原俊哉は、いずれも(株)家族葬のファミリー取締役及び(株)アドバンテッジパートナーズ パートナーを兼職しておりました。
4. (株)家族葬のファミリーは当社の完全子会社、(株)アドバンテッジパートナーズは当社の株主である各ファンドにサービスを提供しております。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取締役	村上 大輔	当事業年度に開催された取締役会22回のすべてに出席し、事業会社での長きに渡る知識や経験に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っており、経営に対する的確な助言等適切な役割を果たしております。
取締役	松本 大輔	就任後に開催された取締役会19回のすべてに出席し、経営者としての知識と経験に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っており、経営に対する的確な助言等適切な役割を果たしております。
常勤監査役	青木 実	就任後に開催された取締役会20回のうち19回、監査役会14回のうち13回に出席し、主に上場企業の監査役としての知識や経験に基づき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督等適切な役割を果たしております。
監査役	柏原 智行	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回、監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督等適切な役割を果たしております。
監査役	寺田 芳彦	就任後に開催された取締役会18回、監査役会12回のすべてに出席し、主に公認会計士ならびに税理士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督等適切な役割を果たしております。

- (注) 1. 2019年6月30日付で辞任した社外監査役山本直樹は当事業年度の辞任までに開催された取締役会2回、監査役会1回のすべてに出席し、主に事業会社の監査役としての知識や経験に基づき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督等適切な役割を果たしておりました。
2. 2019年8月26日付で辞任した社外監査役三木聖司は当事業年度の辞任までに開催された取締役会4回、監査役会3回のすべてに出席し、主に事業会社の監査役としての知識や経験に基づき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督等適切な役割を果たしておりました。
3. 2019年11月15日付で退任した社外取締役馬場勝也及び束原俊哉はいずれも当事業年度の退任までに開催された取締役会10回すべてに出席し、主に事業会社の取締役としての知識や経験に基づき適宜発言を行っており、経営に対する的確な助言等適切な役割を果たしておりました。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2020年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	
現金及び現金同等物	513,863
営業債権及びその他の債権	171,449
棚卸資産	33,612
その他の流動資産	52,225
流動資産合計	771,149
非流動資産	
有形固定資産	3,111,150
使用権資産	9,312,581
のれん	3,625,667
無形資産	99,181
その他の金融資産	388,688
繰延税金資産	216,464
その他の非流動資産	15,665
非流動資産合計	16,769,399
資産合計	17,540,549

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	
営業債務及びその他の債務	338,871
借入金	340,679
リース負債	707,265
未払法人所得税	63,060
その他の流動負債	382,215
流動負債合計	1,832,092
非流動負債	
借入金	3,329,639
リース負債	8,497,905
その他の金融負債	600
引当金	293,201
非流動負債合計	12,121,347
負債合計	13,953,439
資本の部	
資 本	
資本金	153,360
資本剰余金	2,579,379
利益剰余金	828,221
その他の資本の構成要素	26,148
親会社の所有者に帰属する持分合計	3,587,110
資本合計	3,587,110
負債・資本合計	17,540,549

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上収益		7,676,394
売上原価		△ 4,802,410
売上総利益		2,873,984
販売費及び一般管理費		△ 2,386,785
その他の収益		6,098
その他の費用		△ 4,621
営業利益		488,675
金融収益		499
金融費用		△ 155,600
税引前当期利益		333,574
法人所得税費用		△ 123,147
当期利益		210,426
当期利益の帰属		
親会社の所有者		210,426
当期利益		210,426

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年5月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額
資産の部	
流 動 資 産	600,105
現金及び預金	175,861
売掛金	71,925
1年以内回収予定の関係会社長期貸付金	350,000
前払費用	1,850
未収入金	469
固 定 資 産	5,950,610
有形固定資産	103
工具、器具及び備品	103
無形固定資産	7,538
ソフトウェア	7,538
投資その他の資産	5,942,969
関係会社長期貸付金	3,300,000
関係会社株式	2,633,719
繰延税金資産	9,249
資産合計	6,550,716

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	435,199
1年以内返済予定の長期借入金	350,000
未払金	2,923
未払費用	206
未払法人税等	25,075
未払消費税等	43,444
賞与引当金	13,395
その他	154
固定負債	3,350,000
長期借入金	3,350,000
負債合計	3,785,199
純資産の部	
株主資本	2,758,117
資本金	153,360
資本剰余金	2,579,379
資本準備金	153,360
その他資本剰余金	2,426,019
利益剰余金	25,377
その他利益剰余金	25,377
繰越利益剰余金	25,377
新株予約権	7,398
純資産合計	2,765,516
負債・純資産合計	6,550,716

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年6月1日から2020年5月31日まで)

科 目	金 額	
営業収益		609,088
営業費用		584,131
営業利益		24,957
営業外収益		
受取利息	32,149	
雑収入	0	32,149
営業外費用		
融資手数料	1,000	
支払利息	28,670	29,670
経常利益		27,436
税引前当期純利益		27,436
法人税、住民税及び事業税	14,232	
法人税等調整額	△ 1,662	
当期純利益		14,867

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

株式会社きずなホールディングス
取締役会 御中

2020年7月21日

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 伸一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社きずなホールディングスの2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社きずなホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

とにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

株式会社きずなホールディングス
取締役会 御中

2020年7月21日

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 健文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 篠塚 伸一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きずなホールディングスの2019年6月1日から2020年5月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人、太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月22日

株式会社きずなホールディングス 監査役会

常勤監査役	青木 実 ㊞
監 査 役	柏原 智行 ㊞
監 査 役	寺田 芳彦 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町 4C
電話：03-5427-6432（当社代表）

交通のご案内

- ・京浜東北線／山手線 JR田町駅 東口（徒歩1分）
- ・都営浅草線／都営三田線 都営地下鉄 三田駅 A4出口（徒歩3分）



- JR田町駅改札フロアより、ペデストリアンデッキ（歩行者用通路）がビルまでつながっております。
- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。